

静岡県読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡県における読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、静岡県読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 読書活動推進のための施策に関すること。
- (2) 「静岡県子ども読書活動推進計画」の進行管理に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織及び運営)

第3条 推進会議の委員は、図書館、学校、民間、行政等の各代表者、学識経験者をもって構成し、静岡県教育委員会教育長が委嘱する。

- 2 委嘱期間は委嘱された日からその年度の3月31日までとする。
- 3 推進会議には委員長、副委員長を置く。委員長、副委員長は、静岡県教育委員会教育長が指名する。
- 4 委員長は、推進会議を総理し、推進会議を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 推進会議は委員長が必要に応じて召集する。
- 6 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

(担当者会)

第4条 推進会議に担当者会を置く。

- 2 担当者会は、推進会議の下で、協議事項を調整する。
- 3 担当者会は、私学振興課、こども未来課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、県立中央図書館、県総合教育センターの各担当者をもって構成する。

(事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するため、事務局を静岡県教育委員会社会教育課に置く。

(その他)

第6条 この設置要綱に定めるもののほか、推進会議の開催、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この設置要綱は、平成16年6月2日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。